

奈良県立飛鳥京跡苑池条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第七十六号

奈良県立飛鳥京跡苑池条例

(設置)

第一条 周辺地域の歴史的風土と調和した飛鳥時代の歴史的文化的遺産に親しむ場を提供し、もって県民の文化の振興を図るため、奈良県立飛鳥京跡苑池（以下「苑池」という。）を高市郡明日香村に設置する。

(損害賠償)

第二条 苑池の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

2 知事は、前項の場合において、損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第三条 この条例に定めるもののほか、苑池の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。